

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行令案 参照条文

(参照法令一覧)

|                                                           |                                     |        |   |
|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------|--------|---|
| ○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号） | （抄）                                 | ・・・    | 1 |
| ○高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）                                   | （抄）                                 | ・・・    | 2 |
| ○高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）                                   | （抄）※高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号） | 第二条の規定 | 2 |
| による改正後                                                    | ・・・                                 | ・・・    | 2 |
| ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）                                     | （抄）                                 | ・・・    | 4 |

○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「低炭素水素等」とは、水素等（水素及びその化合物であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）であつて、その製造に伴つて排出される二酸化炭素の量が一定の値以下であること、二酸化炭素の排出量の算定に関する国際的な決定に照らしてその利用が我が国における二酸化炭素の排出量の削減に寄与すると認められることその他の経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

2・4 （略）

第三章 低炭素水素等供給等事業計画の認定

（略）

（水素等供給事業者の判断の基準となるべき事項）

第三十二条 経済産業大臣は、低炭素水素等の供給を促進するため、水素等の供給を行う事業を行う者（以下「水素等供給事業者」という。）が低炭素水素等の供給を促進するために取り組むべき措置に関し、当該水素等供給事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2・3 （略）

（勧告及び命令）

第三十四条 経済産業大臣は、水素等供給事業者であつて、その事業において供給を行う水素等の量が政令で定める要件に該当するもの（以下「特定水素等供給事業者」という。）の低炭素水素等の供給の状況が第三十二条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定水素等供給事業者に対し、その判断の根拠を示して、低炭素水素等の供給の促進に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2・3 （略）

（大都市の特例）

第四十条 準用高压ガス保安法第三十九条（第二号及び第三号を除く。）又は第二十四条、第三十七条第二項若しくは第三十八条第一項の規定により都道府県知事が処理することとされている事務（公共の安全の維持又は災害の発生の防止の観点から都道府県知事が当該都道府県の区域にわたり一体的に処理することが指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下この条において同じ。）の長が処理することにして適当であるものとして政令で定めるものを除く。）は、指定都市においては、指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

(主務大臣等)

第四十二条 (略)

234 (略)

5 第三章における主務省令は、政令で定めるところにより、経済産業大臣又は国土交通大臣の発する命令とする。

○高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号)(抄)

(都道府県知事が処理することが適当な事務)

第二十二條 法第七十九条の三の政令で定める事務は、同条に規定する都道府県知事が処理することとされている事務のうち、高圧ガスを取り扱う事業所の集積の程度、高圧ガスの処理量その他の高圧ガスの取扱いの状況を考慮して経済産業大臣が定める区域に所在する事業所に係るものとする。

○高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)(抄)※高圧ガス保安法等の一部を改正する法律(令和四年法律第七十四号)第二条の規定による改正後

(家庭用設備の設置等)

第二十四條 圧縮天然ガス(内容積が二十リットル以上百二十リットル未満の容器に充てんされたものに限る。)を一般消費者の生活の用に供するための設備の設置又は変更の工事は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(火気等の制限)

第三十七條 (略)

2 何人も、第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者の承諾を得ないで、発火しやすい物を携帯して、前項に規定する場所に立ち入つてはならない。

(許可の取消し等)

第三十八條 都道府県知事は、第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項若しくは第十六条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めてその製造若しくは貯蔵の停止を命ずることができる。ただし、第一種貯蔵所の所有者又は占有者にあつては、第六号の規定については、この限りでない。

一 第十一条第三項、第十五条第二項、第十八条第三項、第二十六条第二項若しくは第四項、第二十七条第二項、第三十四条若しくは次条第一号若しくは第三号の規定による命令又は同条第二号の規定による禁止若しくは制限に違反したとき。

二 第十四条第一項又は第十九条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき。

三 第二十条第一項若しくは第三項の完成検査を受けず、又は第三十九条の二十二第一項の完成検査を行わないで、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所を使用したとき。

四 第二十七条の二第一項、第三項、第四項若しくは第七項（第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第一項若しくは第二項又は第二十七条の四第一項の規定に違反したとき。

五 第六十五条第一項の条件に違反したとき。

六 第七条第二号から第六号までに該当するに至つたとき。

## 2 (略)

### (緊急措置)

第三十九条 経済産業大臣又は都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置をすることができる。

一 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。

二 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。

三 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。

### (大都市の特例)

第七十九条の三 第二章及び第三章（第二十九条第三項、第二十九条の二第一項、第三十条、第三十一条第二項並びに第三十一条の二第一項及び第三項を除く。）並びに第三十九条の十一、第三十九条の二十一第一項、第三十九条の二十三、第四十九条の三十（第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の三十五、第五十六条の四第三項（第五十六条の六の十四第四項及び第五十六条の八第三項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十三条、第六十四条、第六十五条第一項及び第七十四条の規定によ

り都道府県知事が処理することとされている事務（公共の安全の維持又は災害の発生の防止の観点から都道府県知事が当該都道府県の区域にわたり一体的に処理することが指定都市の長が処理することに比して適当であるものとして政令で定めるものを除く。）は、指定都市においては、指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づき政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

一 十三 （略）

2 （略）